

「健康サポート薬局」を是非活用してください!!

健康サポート薬局とは

平成 27 年 10 月、厚生労働省は「患者のための薬局ビジョン（以下、「薬局ビジョン」という。）」を公表し、患者本位の医薬分業の実現に向けた目指すべき薬局の姿を明らかにしました。

この薬局ビジョンにおいて、「健康サポート薬局」とは、かかりつけ薬剤師・薬局としての基本的な機能を持った上で、地域住民による主体的な健康の保持・増進を支援する機能（健康サポート機能）を持つ薬局とされています。

●かかりつけ薬剤師・薬局としての基本的機能

次の（１）～（３）の３つの機能のことを示します。

（１）服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導

- ・患者がその薬局においてかかりつけ薬剤師を適切に選択することができる業務運営体制を整備していること。

患者がかかりつけ薬剤師を選択した場合は、その旨及び選択した薬剤師名を薬歴に記録
患者がかかりつけ薬剤師を選択できるよう、薬剤師の勤務表を薬局内に掲示

- ・患者が受診している全ての医療機関を把握し、要指導・一般用医薬品を含めた医薬品の服用情報等の一元的かつ継続的な把握に取り組み、薬歴に適切に記録していること。
- ・残薬管理及び確実な服用につながる指導、懇切丁寧な服薬指導及び副作用等の状況把握の実施に取り組むこと。

残薬が確認された場合は、疑義照会による処方量提案と患者への原因聞き取りと服薬指導
毎回患者に服薬状況や体調変化を確認し、その情報を踏まえた確認・指導内容の見直し

- ・患者に対し、お薬手帳の意義・役割を説明し、その活用を促進し、複数のお薬手帳を持っている場合には、お薬手帳の集約に努めていること。

医療機関、薬局でのお薬手帳の提示を求め、体調変化や自身で購入した医薬品の服用状況を記入するなど、適切な利用方法を指導

- ・かかりつけ薬剤師・薬局を持たない患者に対し、薬剤師が調剤及び医薬品の供給等の基本的な役割を周知し、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、かかりつけ薬剤師・薬局を選択するよう促していること。

かかりつけ薬剤師・薬局の意義について、適切な資料を用いて説明
次回以降の処方箋交付時にも、かかりつけ薬局を継続して利用するよう伝達
自局がかかりつけ薬局でない患者に対しては、患者への意向確認の上、薬局間での情報共有、お薬手帳への記入、自局が発行した薬剤情報提供文書のかかりつけ薬局への提示を指導

（２）24時間対応・在宅対応

- ・開店時間外であっても、かかりつけ薬剤師が患者等からの相談等に対応する体制を整備していること。

かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯がある場合は、かかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師が対応（開店時間外での電話相談対応に応じ、必要に応じ調剤も行う。薬歴への記録を実施）
患者に対し、24時間直接相談できる連絡先電話番号、緊急時の注意事項等を事前説明し、文書で交付

- ・過去1年間に在宅患者への薬学的管理及び服薬指導の実績があること。

(3) かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

- ・医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の提供及びそれに基づく処方提案に適切に取り組むこと。

医療機関に対し、用法・用量に従った服薬状況かどうか、服薬期間中の体調変化の情報提供、患者に自覚症状がある場合は、その自覚症状が薬剤の副作用によるものかどうかの分析結果も含めて情報提供文書で情報提供する様式を作成し、安全性の最新情報はPMDAメディナビ等を活用

- ・かかりつけ薬剤師・薬局として、地域住民からの要指導医薬品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。

かかりつけ医や健診を受けている医療機関の有無を確認し、それらがある場合は、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医等に連絡をとるなど連携して相談に対応し、状況に応じ、受診勧奨を実施

- ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションその他の地域包括ケアの一翼を担う機関における多職種との連携体制を構築していること。

連携機関に対し、予め薬局の取組内容や必要に応じて紹介等を行う旨を説明し、了解を得ておくとともに、その記録を作成（地域の医師会等を通じて了解を得ることも可）

●健康サポート機能として求められる機能

次の(1)～(7)の7つの機能のことを示します。

(1) 地域における連携体制の構築

- ・利用者から要指導医薬品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医と連携して状況を確認するなど受診勧奨に適切に取り組むこと

「健康サポート業務手順書」の作成

- ・利用者からの健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町保健センターその他行政機関、介護予防サービス及び日常生活支援総合事業の実施者等の連携機関への紹介に取り組むこと。

健診未受診者に対する医療保険者や市町の相談窓口を紹介、特定の疾患に対する公費負担医療相談窓口の紹介、介護サービスが必要な患者、認知症疑い患者を市町相談窓口、地域包括支援センター等へ紹介又はかかりつけ医への受診勧奨

- ・地域の一定範囲内で、医療機関その他連携機関と予め連携体制を構築した上で、連絡先及び紹介先の一覧表を作成していること。

連携機関の紹介先リスト（名称、住所、電話番号、担当者名等）を作成し、常に内容を確認できる体制を整備。また、リスト（日常生活圏域の範囲とし、特定の医療機関その他連携先に限定しない）を他の連携機関への提供
紹介先リストには、連携機関への連絡手段、紹介方法等を具体的に記載（推奨）
地域包括ケアシステムの一員としての役割を發揮するため、地域ケア会議へ積極的に参加（推奨）

- ・住民の必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に文書（電磁的記録媒体を含む）により提供できるよう取り組むこと（利用者の同意が得られた場合）。

紹介文書の様式を作成（以下の項目を記載）

紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書記載年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び使用薬剤に関する情報、紹介理由、その他特記事項

- ・地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員協会その他の関係団体と連携・協力した上で、地域の行政機関及び医師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等に積極的に参加すること。

健康の保持増進に関する地域住民向けイベント等の開催への協力、学校、老人クラブ等を通じた医薬品の適正使用の講演、健康の保持増進に係る啓発イベントの実施（地域薬剤師会と連携すること）

(2) 薬剤師の資質確保

- ・要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了した薬剤師（研修修了薬剤師）が常駐していること。

薬局薬剤師として5年以上の経験があり、その薬局で業務を行っている薬剤師研修の修了は、修了証（有効期間：6年間 更新可）で確認
研修修了後も健康サポートに関する知識習得など、自己研鑽に努める

(3) 薬局の設備

- ・間仕切り等で区切られた相談窓口を設置していること。

パーテーション等で区切るなど、個人情報に配慮した相談場所を設置

(4) 薬局における表示

- ・健康サポート薬局である旨、要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言及び健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨の薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。
- ・薬局で実施している健康サポートの具体的な内容について、薬局において分かりやすく掲示すること。

日々の健康相談などの具体的な取組内容とその実施日を薬局内に掲示
薬局のホームページ等においても実施している健康サポートの取組内容を紹介（推奨）
薬局で掲示している薬剤師の氏名や名札等に研修修了薬剤師である旨を表示（推奨）

(5) 要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

- ・要指導医薬品等、衛生材料及び介護用品等について、利用者自らが適切に選択できる供給機能及び助言を行う体制があり、かつ、その際、かかりつけ医との適切な連携及び受診の妨げとならないよう、適正な運営を行っていること。

基本的な薬効群（かぜ薬等48薬効群）を原則とし、地域の実情に応じた要指導医薬品等を供給
医師の診断がなされている者、定期健診その他必要な健診の未受診者へは、適切に受診勧奨を実施
要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合は、受診勧奨を実施
要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合は、受診勧奨を実施

- ・要指導医薬品等又は健康食品等の相談を受けた場合には、利用者の状況や要指導医薬品等及び健康食品等の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

健康食品（機能性表示食品）等については、科学的根拠等を活用すること（推奨）
参考：国立健康・栄養研究所ホームページ（健康食品の安全性・有効性情報）

(6) 開店時間

- ・平日の営業日には連続して開局し、かつ土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間開局していること。

平日は8:00～19:00までの時間帯で8時間以上開局（推奨）
土日はいずれかの曜日に4時間以上開局

(7) 健康相談及び住民による主体的な健康の保持増進の支援の取組

- ・要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言，健康の保持増進に関する相談に対応すること。
- ・販売内容及び相談内容を記録した上で，その記録を一定期間保存していること。

相談対応記録（受診勧奨及び紹介の実施内容を含む）を様式に沿って記録し，3年間保存

- ・健康サポートに関する具体的な取組を積極的に実施していること。

薬局内又は薬局外で積極的な健康サポートの取組を実施（月1回以上の実施が目安）

お薬相談会，禁煙相談，健診の受診勧奨，認知症の早期発見につながる取組，糖尿病予防教室，栄養相談会 など

- ・地域の薬剤師会等を通じること等により，当該薬局における取組を発信すると同時に，必要に応じて地域の他の薬局の取組を支援していること。

地域の薬剤師会での学術大会，勉強会での発表，薬剤師会広報誌への掲載，医学薬学等に関する学会への発表，論文投稿，健康増進に関する情報発信を目的とするホームページ（スマート・ライフ・プロジェクト等）における発信

- ・国，地方自治体及び医学薬学等に関する学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示又はパンフレットの配布により，啓発活動に協力していること。

健康サポート薬局の届出・公表について

新たに健康サポート薬局であることを表示する場合や，健康サポート薬局の要件を満たさなくなった場合は，医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき，あらかじめ所在地を管轄する保健所への届出が必要です。なお，健康サポート薬局である旨を表示する場合は，その基準に適合することを示す書類の提出が必要となります。

また，保健所へ届出のあった健康サポート薬局であることを表示している薬局については，リストを作成し，広島県ホームページにおいて公表しています。地域住民の方が健康サポート薬局をお探しの場合は，このリストから閲覧が可能です。このほか，「救急医療ネットひろしま（<http://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq34/qqport/kenmintop/>）」において，公表しています（「キーワードで探す」で“健康サポート薬局”と入力して検索すると，検索結果に健康サポート薬局一覧が表示されます）。

【お問い合わせ先】

保健所・担当課名	所在地	電話番号	所管区域
県庁薬務課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-3222	全域
西部保健所 生活衛生課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68	0829-32-1181	大竹市，廿日市市
西部保健所広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1F	082-513-5533	安芸高田市，府中町， 海田町，熊野町，坂町， 安芸太田町，北広島町
西部保健所呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25	0823-22-5400	江田島市
西部東保健所 生活衛生課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911	竹原市，東広島市， 大崎上島町
東部保健所 生活衛生課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-4643	三原市，尾道市，世羅町
東部保健所福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1	084-921-1311	府中市，神石高原町
北部保健所 生活衛生課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	0824-63-5181	三次市，庄原市
広島市保健所 医療政策課	〒730-0043 広島市中区富士見町 11-27	082-241-1585	広島市
呉市保健所 生活衛生課	〒737-0041 呉市和庄一丁目 2-13	0823-25-3538	呉市
福山市保健所 総務課	〒720-0032 福山市三吉町南二丁目 11-22 福山すこやかセンター5階	084-928-1164	福山市